【新型コロナウイルス関連情報】 国際渡航にかかる制限措置の改定 (12月22日発出領事メール)

22日夕刻、当国保健省は、ドネリー保健大臣がアイルランドへの国際渡航にかかる制限措置の改定に署名した旨等のプレスリリースを発出しました。ポイントは以下のとおりです。

在留邦人及びアイルランド滞在中の邦人の皆様におかれては、最新情報の入手に努め、引き続き感染予防に努めてください。

- 1. 本22日付けで、ハイリスクな指定国7カ国(ボツワナ、エスワティニ、レソト、モザンビーク、ナミビア、南ア、ジンバブエ)から到着する旅客に対し11月29日以降課されてきていた、強化された制限措置を解除する。
- 2. これにより、海外からアイルランドに渡航するすべての旅客に、同じ渡航要件が適用 されることになる。海外からアイルランドへ渡航する者は、COVID-19の検査結果が陰性 (「検出されず」) であることを証明する書類を提示する必要がある。
- 3. ワクチン接種または回復を証明できる旅客は、到着前72時間以内に受けたPCR検査結果が陰性であるか、または到着前48時間以内に受けた抗原検査結果が陰性であることを示す必要がある。ただし、抗原検査については、EU共通迅速抗原検査リストに記載されている迅速抗原検査のみが受理され、医療専門家または熟練した検査担当者によって実施される必要がある。
- 4. ワクチン接種または回復の証明がない旅客は、到着前72時間以内に行われたPCR検査結果が陰性であることを証明する書類を提示しなければならない。
- 5. COVID-19の検査結果が陰性(「検出されず」)であることの証明は、出発前に確認され、かつ、到着時に検査される場合がある。
- 6. 陰性(「検出されず」)の検査結果を持たない状態でアイルランドに到着した旅客は、 自宅隔離を実施し、到着後36時間以内にPCR検査を受けることが求められる。その後、陰 性(「検出されず」)の検査結果を得ることで、自宅隔離を終了することができる。PCR検 査を受けない場合には、到着後10日間の自宅隔離が必須である。
- 7. 上記に加え、公衆衛生上のアドバイスとして、海外から到着したすべての者は、到着

後5日間連続して毎日迅速抗原検査を行い、症状が出た場合は自己隔離してPCR検査を行うべきである。

- 8. すべての渡航制限は一時的なものであり、今後も不断に見直される。オミクロン変異体に関する情報がより多く入手可能になっていくにつれて、政府はそれに応じた対応を講じていく。詳細については、gov. ie/travelを確認願う。
- 9. 今回の新たな措置の発表についての詳細は、以下の政府ウェブサイトを参照。 https://www.gov.ie/en/press-release/638a6-minister-for-health-announces-changes-to-international-travel-requirements/
- 10. 新型コロナウイルスの最新情報は下記に掲載されています。 <当館のウェブサイト>

https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00004.html

<保健サービス委員会(HSE)の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

https://www2.hse.ie/coronavirus/?source=banner-www

<政府の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/

11. 新型コロナウイルスに関連する風評被害を受けた場合、また、新型コロナウイルス感染症に感染と診断されるなどの場合には、下記代表電話にご連絡ください。

在アイルランド日本国大使館

住所: Nutley Building, Merrion Centre, Nutley Lane, Dublin 4, D04 RP73

電話番号(代表):01-202-8300

E-mail (領事班): consular@ir. mofa. go. jp

※本メールは、当館に在留届を提出いただいている方々及び「たびレジ」登録いただいた 方々に送付しています。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete